

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会事務局及び職員に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 3 1 条第 1 項及び第 2 項に規定する、事務局及び職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(課及び係の設置)

第 2 条 事務局に、それぞれ次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるためそれぞれ右欄に掲げる係を置く。

課 名	係 名
総 務 課	総 務 係
地域福祉課	地域福祉係
	在宅福祉係
総合支援課	地域包括支援係
	生活支援係
介護事業課	居宅介護支援係
	訪問介護係
障害福祉課	自立支援係

(補職)

第 3 条 事務局に定款第 3 1 条第 2 項に規定する事務局長を置き、前条に規定する課に課長並びに係に係長を置く。

2 会長は、必要があるときは、事務局に事務局次長、課及び係に主査、主任並びに主事を置くことができる。

(職務)

第 4 条 事務局長は、上司の命を受け、本会の業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

4 係長及び所長は、上司の命を受け、係等の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受け、所轄事務を整理し、担当事務の職員を指揮監督する。

6 主任及び主事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(分掌事務)

第 5 条 第 2 条に規定する係の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務課

・ 総務係

ア 理事会、評議員会、その他の会議及び監査事務に関すること。

イ 定款、規程、規則及び要綱等に関すること。

ウ 事業計画及び予算に関すること。

- エ 事業報告及び決算に関すること。
- オ 職員の人事、勤務条件、雇用及び福利厚生に関すること。
- カ 職員の給与及び旅費等の支給に関すること。
- キ 職員の法定福利に関すること。
- ク 表彰に関すること。
- ケ 社会福祉施設、関係諸機関及び諸団体との連絡調整に関すること。
- コ 契約に関すること。
- サ 物品の購入、保管並びに資産の管理に関すること。
- シ 介護保険サービス利用料の収納に関すること。
- ス 公印の管理に関すること。
- セ 会費の納入に関すること。
- ソ 寄附金に関すること。
- タ 会計処理全般に関すること。
- チ 出納事務に関すること。
- ツ 広報活動に関すること。
- テ 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- ト 施設管理の総括に関すること。
- ナ その他、他の課に属さない事項に関すること。

(2) 地域福祉課

地域福祉係

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に関すること。
- イ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成に関すること。
- ウ 管内の地域福祉全般に関すること。
- エ 共同募金運動に関すること。
- オ 生活支援コーディネーターに関すること。
- カ その他、地域支援事業に関する事項

・在宅福祉係

- ア 高齢者の実態把握に関すること。
- イ 介護予防事業に関すること。
- ウ 個別避難計画作成に関すること。
- エ 認知症施策に関すること。
- オ その他、在宅介護サービスに関すること。

(3) 総合支援課

・地域包括支援係

- ア 総合相談、支援事業に関すること。
- イ 権利擁護支援に関すること。
- ウ 包括的、継続的ケアマネジメントの支援に関すること。
- エ 介護予防ケアマネジメントに関すること。

・生活支援係

- ア 日常生活自立支援事業に関すること。

- イ 生活福祉資金貸付事業に関すること。
- ウ 生活困窮者自立支援事業に関すること。
- エ 重層的支援体制整備事業に関すること
- オ その他、生活支援事業に関する事項

(4) 介護事業課

- ・ 居宅介護支援係
 - ア ケアプランの作成等に関すること。
- ・ 訪問介護係
 - ア 要介護認定者の訪問介護事業に関すること。
 - イ 障害者等の訪問介護事業に関すること。

(5) 障害福祉課

- ・ 自立支援係
 - ア 障がい者就労支援センターの事業計画及び実施に関すること。
 - イ 職業訓練、生活指導等に関すること。
 - ウ 自主製品等の開発、製造及び販売に関すること。
 - エ 特定相談支援事業に関すること。
 - オ ふれあいホームの運営に関すること。
 - カ 施設の管理に関すること。
 - キ その他、障害者の自立支援に関する事項

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人本巣市社会福祉協議会事務局及び職員に関する規程（平成16年制定）を平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この定款は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、2026年4月1日から施行する。